

2021年度 新潟市空き家活用推進事業

①

用途別概要

2021年（令和3年）4月26日（月）から先着順で申請受付

福祉活動活用タイプ 地域の茶の間

手続きの際は、補助金交付要綱・要領及び用途別概要を必ずご確認ください。また、補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

1. 目的

地域の茶の間の開催に際し、空き家の有効活用を促進させるとともに、子どもから高齢者、障がい者等の閉じこもり予防や多世代交流及び地域の助け合い意識の醸成を促進することで、市民が安心して安全な生活を送ることができるよう、支えあう地域づくりの推進を図ることを目的として、地域の茶の間の整備のため、空き家の改修を行う方にその費用の一部を補助します。

地域の茶の間とは・・・子どもや高齢者、障がい者等だれでも気軽に集まることのできる場を設置し、地域の人々等が相互に交流し合う活動をいいます。

2. 補助率・補助上限額等

用途	補助率	補助上限額	
		耐震改修なし	耐震改修あり
地域の茶の間	補助対象経費の1/3	100万円	200万円

3. 補助対象要件

補助対象となる空き家の要件

- 市内に現存する建築物で、申請日前3か月以上の間そのすべてが人の居住又は使用に供されていない建築物であること
- 過去に居住又は使用に供されたことがあること
- ◎共同住宅でないこと
- ◎自治会館等の集会所でないこと
- ◎本補助金以外の改修工事費を対象とした補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のないこと

申請者の要件

- ◎地域の茶の間を開催するグループの代表者であること
- ◎子どもや高齢者、障がい者等、対象者を限定せずだれでも自由に参加でき、1回当たり概ね10人以上参加する地域の茶の間を、概ね月1回以上（新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第3条第2号に基づく週1回タイプの補助を受ける場合は、高齢者が概ね10人以上参加する地域の茶の間を概ね週1回以上）定期的に開催すること
- 市税を完納していること
- 世帯を同一にする者を含めて、新潟市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- 対象リフォーム工事を行う空き家の申請者以外の所有者から、当補助事業の実施について、承諾を受けていること

3. 補助対象要件（続き）

補助対象となる工事の要件

- ◎空き家において実施するリフォーム工事で、地域の茶の間の開催に必要な部分の改修であること
- ◎補助対象経費の合計が10万円以上であること
- 一部改築、一部増築又は一部減築を含む場合、その範囲が既存の建物の床面積の2分の1を超えないこと
- 建築基準法、消防法その他関係法令に適合していること
- 上記リフォーム工事と併せて行う所要の性能を確保するための耐震補強工事※
※昭和56年5月31日以前に建築され、必要な資格を有する建築士により所要の耐震性能を確保していないことが確認されたものに限り、また、新潟市木造住宅耐震改修工事等補助事業における耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助を受けていない又は受ける予定がないものに限り、

補助対象とならない経費

- ×消費税および地方消費税相当額
- ×市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- ×地域の茶の間以外の用途でのみ使用する部分に係るもの
- ×土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの
- ×家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ×電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ×下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ×消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
- ×ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事以外に係るもの
- ×外構（バリアフリー化に係るものは除く）、植栽（植樹、剪定など）及び地域交流活動の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- ×太陽光発電システム、家庭用燃料電池及びペレットストーブの設置に係るもの
- ×その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

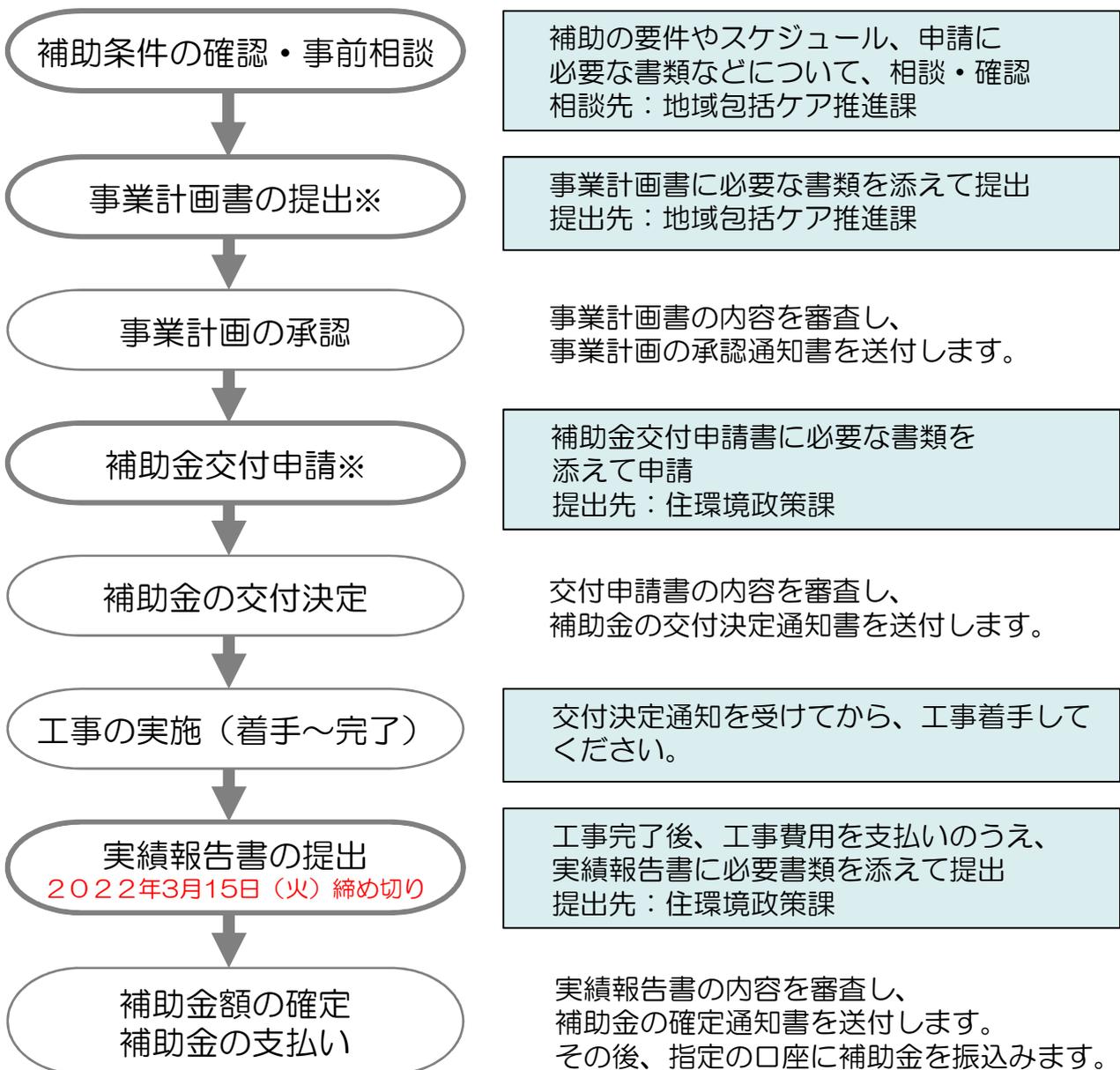
4. 手続きに必要な書類

事業計画書の提出時に必要な書類	提出先：地域包括ケア推進課
①事業計画書（別記様式第1号） ②事業計画及び収支予算書（「新潟市地域の茶の間支援事業」実施要綱第6条第1項又は第13条第1号及び第2号により規定されたもの） ③工事実施後の地域の茶の間の用に供する部分が確認できる図面	
補助金交付申請の提出時に必要な書類	提出先：住環境政策課
①補助金交付申請書（要領別記様式第1号） ②対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2） ③対象リフォーム工事を行う空き家の全景及び対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真 （申請日前2週間以内に撮影されたものに限る。） ④補助対象要件に関する確認書（要領別記様式第2号） （耐震改修を行う場合） ⑤耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書 （増築・減築・改築等を伴う場合） ⑥工事実施前・後の既存部分の増築（または減築・改築）部分の面積が確認できる図面	
実績報告書の提出時に必要な書類	提出先：住環境政策課
①実績報告書（要領別記様式第3号） ②対象リフォーム工事に要した費用の領収書の写し ③対象リフォーム工事に係る工事請負契約書の写し ④対象リフォーム工事が行われた状況が確認できる写真 ⑤「地域の茶の間・ふれあいいいきサロン助成事業」交付決定通知書の写し又は「新潟市地域の茶の間支援事業」実施要綱第15条の規定による交付決定通知書の写し （⑤のいずれの通知書も実績報告の提出までに交付されない場合） 交付対象となる活動を開始することを約する書類（⑤の書類が交付された場合は、速やかにその写しを提出すること） （事業計画又は交付申請の内容に軽微な変更があった場合） ⑥変更の内容が確認できる書類 （耐震改修を行った場合） ⑦耐震改修工事証明書（要領別記様式第3号の2）及び耐震改修工事の工事写真 （対象リフォーム工事の実施にあたって建築確認申請が必要な場合） ⑧建築基準法第6条第4項に規定する確認済み証の写し	

5. 手続きの流れ

○手続きの流れとしては、下記の通りとなります。

…申請者の行う手続き



※建築物の用途変更を伴う場合、建築基準法に基づく用途変更の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめ関係機関（建築行政課、消防局等）にご相談ください。事業計画書及び補助金交付申請書の提出後、内容に変更が発生した場合は、すみやかに担当課へご相談ください。（変更の手続きが必要な場合があります。）

6. お問い合わせ

事前相談・事業計画書の受付
新潟市 福祉部 地域包括ケア推進課

新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市役所 本庁舎 本館1階
・025-226-1281

制度の概要・補助金交付申請の受付
新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル6階
・025-226-2815

申請様式・要綱・要領のダウンロードなど
詳細情報は、新潟市ホームページ内で

空き家活用

検索